

京都市告示第192号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年6月29日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
福稲経10号線	東山区福稲柿本町13番地の5地先から同町20番地の9地先まで	告示の日
崇仁経26号線	下京区郷之町101番地地先から同町104番地地先まで	同上
崇仁経29号線	下京区郷之町116番地地先内	同上
崇仁経32号線	下京区小稲荷町2番地地先から同町39番地地先まで	同上
崇仁経34号線	下京区小稲荷町8番地地先から同町76番地地先まで	同上
崇仁経37号線	下京区小稲荷町12番地地先から同町27番地地先まで	同上
崇仁緯1号線	下京区小稲荷町1番地地先から同町22番地の2地先まで	同上
崇仁緯5号線	下京区郷之町61番地の2地先から同区小稲荷町78番地の2地先まで	同上
崇仁緯7号線	下京区小稲荷町51番地地先内	同上
嵯峨経185の1号線	右京区嵯峨积迦堂藤ノ木町23番地地先内	同上
向島7号線	伏見区向島鷹場町140番地地先から同町136番地の1地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)